

西予市公共施設照明 E S C O 事業 (L E D 化)

プロポーザル実施要領

1 事業の目的

省エネルギー化や本市の公共施設から発生する C O 2 の排出量削減を目的として、公共施設の照明器具を L E D 化するものである。

加えて、「水銀に関する水俣条約第 5 回締約国会議」により、令和 9 年 1 2 月 3 1 日をもって、すべての蛍光灯の製造および輸出入が禁止されたことを受け、E S C O 事業による照明器具の L E D 化および保守管理を委託する事業者を公募するものである。

2 事業の概要

(1) 公募名称

西予市公共施設照明 E S C O 事業 (L E D 化)
(シェアード・セイビング方式)

(2) 事業の実施

市が提示する公共施設を対象として、E S C O 事業によって既存の照明器具を L E D 照明に更新するものとし、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

事業者は、設計、施工その他の事業の実施に係る一切の資金について、自らこれを調達するものとし、契約期間中は、更新後の L E D 照明器具の所有権は、当該事業者に帰属するものとする。

事業者は、契約期間中における更新後の L E D 照明器具の維持管理を行うものとし、市は、その対価として E S C O サービス料を支払うものとする。

事業者は、契約期間の終了後は、L E D 照明器具の所有権を市に無償で譲渡するものとする。

(3) 契約期間等

契約期間：契約締結日から令和 2 2 年 3 月 3 1 日（最長）まで

工事期間：契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

支払期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 2 2 年 3 月 3 1 日（最長）まで

(4) E S C O サービス料について

ア E S C O サービス料発生期間

令和 7 年度中に工事が完了した施設分・・・令和 8 年 4 月 1 日から

令和 8 年度中に工事が完了した施設分・・・令和 9 年 4 月 1 日から

イ E S C O サービス料の支払いについて

(a) 原則として、支払期間の各年度にわたる均等払いとし、詳細については、本市と事業者との協議によるものとする。

- (b) 事業者は、適正にE S C Oサービス料を算定し、指定された期日までに本市に請求書を送付する。
- (c) その他事項については、本市と事業者が協議のうえ、契約書で定めるものとする。
- (5) 契約上限額 3 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円（消費税および地方消費税を含む）
なお、契約上限額を超える提案は、失格とする。
- (6) 事業者の公募
本事業に参加しようとする事業者（以下「応募者」という。）は、前(2)に定める事業の実施に関し、実施および資金調達の方法、将来的な維持管理経費の削減、C O 2 の排出削減、E S C Oサービス料、地域貢献その他の事項について提案を行うものとし、市は、当該提案を審査し、事業者の選定を行う。
市は、関係機関等との調整の後、審査の結果選定した応募者と、E S C O委託契約を締結する。

(7) 事務局

西予市 総務部財政課管財係

所在地：西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1

電 話：0894-62-6402（直通）

E-mail：zaisei@city.seiyo.ehime.jp

3 公募スケジュール

公募要領公表	令和 7 年 9 月 2 2 日（月）
公募参加申請期限	令和 7 年 1 0 月 6 日（月）
質問の受付期限	
参加資格確認結果通知日	令和 7 年 1 0 月中旬
質問の回答期限	
ウォークスルー調査受付期限	公募参加申請後～
	令和 7 年 1 0 月 1 5 日（水）
ウォークスルー調査期限	令和 7 年 1 0 月 1 6 日（木）
企画提案書提出期限	令和 7 年 1 0 月 1 7 日（金）
プレゼンテーション	令和 7 年 1 0 月 2 3 日（木）予定
受託候補者の特定および優先交渉権者の決定	令和 7 年 1 1 月上旬
仮契約締結	令和 7 年 1 1 月
西予市議会の議決	令和 7 年 1 2 月
本契約締結	令和 7 年 1 2 月

4 公募要件

本事業の公募の要件は、次の(1)から(5)までに定めるものとする。

(1) 応募者

- ア 応募者は、E S C O事業を行う能力を有する単独企業又は複数の企業を構成員とするグループとする。
- イ グループで応募する場合は、事業役割を担う構成員を代表者とする。事業役割を担う構成員が複数いる場合は、(3)のエの条件を満たす者を代表者とする。
- ウ 参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- エ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。
- オ 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りではない。
- カ 既設設備の設計・施工および省エネルギー可能性調査を実施した事業者であっても、本事業における各役割を担う応募者として参加することを妨げない。

(2) 応募者の役割

- ア 応募者は次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担するものとする。
 - (a) 事業役割
本市との対応窓口となり、応募を含むそれ以降の提案および契約等に係る諸手続きを行い、事業全体を統括し業務遂行の責を負うものとする。
 - (b) 設計役割
詳細診断、設計および監理に関する業務を全て実施するものとする。
 - (c) 建設役割
建設に関する業務を全て実施するものとする。
 - (d) その他の役割
省エネルギー量の計測・検証および照明設備の維持管理等の業務を実施するものとする。
- イ 事業役割を担う企業と設計役割を担う企業又は建設役割を担う企業とが異なる場合は、当該企業間で適正な委託契約又は請負契約を締結すること。
なお、契約内容については、事前に本市の承諾を得ること。
- ウ 事業役割を複数の構成員で担う場合は、各構成員間の事業役割に関する合意書を本市に提出すること。なお、その合意書には、事業役割について、全構成員が本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むものとする。

(3) 公募資格

本事業の公募に参加できる者は、次のアからシまでに掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- ア 一定規模施設（西予市役所本庁舎（約 7,200 m²）と同程度の延べ床面積

- である施設をいう。)におけるLED照明器具の設置の施工能力を有すること。この場合において、業務の一部を第三者に委託することも可とするが、設計、施工および維持管理の各段階において、これに必要な技術者を配置できる見通しが立っていること。
- イ 一定規模施設におけるLED照明器具の導入、既存施設の設備改修、メンテナンス等の契約実績を有すること。
- ウ 設計役割を担う構成員は、設備設計一級建築士、建築設備士、技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学）又はエネルギー管理士のいずれかの資格を持つ者が所属し、有資格者が本事業の設計担当であること。
- エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項に規定する建設工事の種類のうち担当工事に係る業種について、国土交通大臣若しくは都道府県知事による許可を受けた者であって、ESCO事業をはじめ、環境保全、地球温暖化対策に資する事業分野における実績を有すること。
- オ 事業の実施に必要な技術者（1級若しくは2級電気工事施工管理技士、第1種若しくは第2種電気工事士（第2種にあつては、実務経験3年以上の者に限る。）又は技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する技術士（電気電子部門又は総合管理部門（電器電子部門の各項目））であって、参加申請の日前3月の間、継続して雇用されている者に限る。オにおいて同じ。）を配置できる事業者であること。（構成員により必要な技術者数を確保する共同事業体も可とする。）
- カ 西予市の入札参加資格者の名簿について、事業実施に関し必要な業種の登録があること。ただし、公募の参加申請と同時に登録手続を行うことも可とする。
- キ 事業を実現できる総合的な企画力、技術力、経営能力および健全な資産内容を有し、法人税を申告していること。
- ク 法人およびその役員又は設置事業の構成者等が暴力団又は暴力団関係者（又はこれらであったもの）でないこと。
- ケ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- コ 国税および地方税を滞納していないこと。
- サ 過去6月以内に不渡り手形又は不渡り小切手を出していないこと。
- シ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- ス 本市および他の自治体から指名停止措置又は入札参加停止措置を受けていないこと。

(4) 提案の内容

本事業の対象とする施設は、西予市公共施設照明ESCO事業(LED化)仕様書（以下「仕様書」という。）の別紙「対象施設一覧」に掲げるものと

し、応募者は、2の(5)に定めるE S C Oサービス料の範囲内において、仕様書に基づく内容で、当該対象施設の照明に係るE S C O事業の提案を行うものとする。

E S C Oサービス料およびコスト削減の見込額の算定に当たっては、対象施設一覧において示す年間電気使用量および四国電力株式会社が特定規模需要について定める標準的な供給条件を参照すること。

なお、施設内照明器具等の現況が対象施設一覧の記載と異なる場合があるため、7に定めるウォークスルー調査を通じて現況を把握したうえで、提案内容を構築すること。

(5) E S C Oサービス料の算定

次に掲げるところにより算定を行うこと。

ア E S C Oサービス料は、事業の実施において応募者が調達する資金（工事着工前の実地調査、器具選定および施工時期の調整に係る経費、事業期間中の維持管理に係る経費並びに融資により資金調達を行う場合の利子等の経費を含む。）の額を明らかにし、これを基にして提案を行うものとする。

(6) 排出C O 2削減量の算定

照明器具の更新によるC O 2排出量の削減量は、次の計算式により、対象施設ごとに算定するものとする。

$\begin{aligned} & \text{C O 2削減量 (kg/年)} \\ & = (\text{旧照明年間消費電力量} - \text{新照明年間消費電力量}) \times \text{排出係数} 0.464 \\ & \text{排出係数} \cdots \text{四国電力(株)公表値 令和5年度実績} \end{aligned}$
--

(7) L E D照明器具、施工、維持管理等の仕様

別紙「西予市公共施設照明E S C O事業(L E D化)仕様書」による。

5 公募の参加申請

応募者は、次の(1)から(3)までに定めるところにより参加申請を行うものとする。

(1) 申請期間

令和7年9月22日（月）から令和7年10月6日（月）までの午前8時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日および祝日を除く。）

(2) 提出書類

別表第1に定める書類を取りまとめ、正本1部・副本8部（副本はコピー可）を提出すること。なお、提出した書類について市が説明を求めた場合は、これに応じなければならない。

(3) 提出方法

2の(7)に定める事務局宛に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便その他発送の事実を証することができる方法で提出期限までに必着のこと。）により提出すること。この場合において、応募者以外の者に提出を委任する場合は、委任状を添付すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

参加資格の有無を確認した結果を、令和7年10月中旬に参加資格確認結果通知書の郵送をもって通知する。

6 質問および回答

本事業の公募に関し質問がある場合の対応は、次の(1)および(2)に定めるものとする。

(1) 質問書

ア 受付期間

令和7年9月22日（月）から令和7年10月6日（月）までの午前9時から午後5時まで（日曜日、土曜日および祝日を除く。）

イ 質問方法

質問書（様式第4号）によるものとし、電子メールで受け付ける。

ウ 質問書電子メール送信先

2の(7)の事務局宛に送信すること。

(2) 回答方法

全ての応募者に対し、令和7年10月中旬までに、質問の内容および回答を電子メールで回答する。（質問・回答の内容により他の参加者を推察できることとなる質問事項である場合は、個別回答のみとする。）

7 ウォークスルー調査

応募者の必要に応じて、期間内に施設内への立入調査を行うことができる。希望する者は、公募参加申請後、速やかに2の(7)の事務局宛に連絡し、日程調整を行うこと。時間に限りがあるため、ウォークスルー調査の実施内容等は本市が調整し、希望に添えない場合がある。

ウォークスルー調査は、発注者職員の同行を伴わないものとする。調査に必要な施設情報、設備図面、運用状況等については、事前に発注者より提供される資料をもとに実施すること。なお、調査に際して追加情報が必要な場合は、書面または電子メールにて照会すること。

8 事業提案書の提出

参加資格の確認を受けた応募者は、次の(1)から(4)までに定めるところにより事業提案書等を提出するものとする。

(1) 提出期限

令和 7 年 1 0 月 1 7 日（金） 午後 5 時

(2) 提出方法

2 の(7)に定める事務局宛に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便その他発送の事実を証することができる方法で提出期限までに必着のこと。）で提出すること。この場合において、応募者以外の者に提出を委任する場合は、委任状を添付すること。

(3) 提出書類

別表第 2 に定める書類を取りまとめ、A 4 版（A 3 版は折込）によりファイル製本し、正本 1 部・副本 8 部（副本はコピー可）を提出すること。なお、ページ数は制限しないが、不要な資料の添付を避け、簡潔な資料を作成するよう努めること。

(4) その他

2 以上の事業提案書を提出した応募者（共同事業体の構成員として参加する場合を含む。）は、失格とする。

9 事業者の選定

(1) プレゼンテーション

ア 開催予定日

令和 7 年 1 0 月 2 3 日（木）

イ 開催場所

西予市役所または西予市教育保健センター内

ウ 出席者

本事業の公募に関する責任者を含む 5 名以下とする。

エ プレゼンテーションの方法

プレゼンテーション時間については、1 者当たり 2 5 分以内とし、別途、質疑応答 1 5 分以内を設ける。

なお、プレゼンテーションにおいて、O A 器具等を利用する場合は、応募者側で準備（当該準備に要する時間は、プレゼンテーションの時間に含めない。）すること。

オ プレゼンテーションの順番

事業提案書等の受理順とし、開始時刻の 1 5 分前までに所定の場所で待機すること。

カ 評価項目および配点

本市が設置する「西予市公共施設照明 E S C O 事業(L E D 化)プロポーザル審査委員会」（以下「プロポーザル審査委員会」という。）において、別表第 3 のとおり審査・評価する。

キ その他

正式な開催日時、場所等については、対象者に別途通知する。

対象者が1者の場合でも開催する。

(2) 事業者の決定

ア プロポーザル審査委員会において、各委員が別表第3の評価項目・配点表により評価した得点を合算し、総得点の最も高い応募者を第1位の候補者として選定し、契約締結に向けた交渉を行うものとする。なお、同点の場合は、くじとする。

イ 第1位の候補者が、失格に該当することが認められた場合、又は市との契約交渉が不調となった場合は、次点の候補者と交渉を行うものとし、以下この例による。

ウ プロポーザル審査委員会において、本事業を実施する目的に鑑み、内容が市の求める最低水準に達する提案がないと判断された場合においては、本公募を打ち切るものとする。

1.0 受託候補者の特定および優先交渉権者の決定

プロポーザル審査委員会において、提案書を審査・評価した結果を、令和7年11月上旬に全ての対象者に対し書面により通知する。

なお、審査の経過に関する質問および結果に対する異議の申立ては、受け付けないものとする。

1.1 仮契約の締結

優先交渉権者は、提案内容に基づき、必要に応じた現地調査を実施するとともに、本市とESCO事業の契約締結に向けた協議を実施し、仮契約を締結する。

なお、協議が不調の場合は次点者と交渉するものとする。

1.2 本契約の締結

仮契約締結後、西予市議会（令和7年12月予定）で議決を得たのちに本契約を締結する。

1.3 その他留意事項

上記に定めるもののほか、公募への参加に当たっては、次の(1)から(8)までに掲げる事項に留意すること。

(1) 選定事業者は、プロポーザルの事務局並びに対象施設等の所管課および管理者と工事施工スケジュール、方法等を協議し、当該所管課等の職員の労務負担について必要な配慮をすること。

(2) 選定事業者が都合により本事業を辞退する場合は、事業者選定辞退届（様式第8号）を提出すること。

(3) 市は、郵便および電子メール等に関する通信事故については、一切責任を

負わないものとする。

- (4) 提案に係る書類作成に伴う費用（証明書類の取得に係るものを含む。）は、応募者が負担すること。
- (5) 提出された提案書その他書類は返却しない。ただし、これらの著作権は応募者に帰属するものとする。
- (6) 企画提案書その他の提出書類について虚偽の記載をした者は、提案の内容によらず、失格となることがある。
- (7) 公募の参加申請と同時に入札参加資格者名簿への登録を申請した応募者が選定事業者となった場合において、選定後に当該登録がされないこととなったときは、当該選定を取り消すとともに、契約が締結済みであるときは、これを解除する。
- (8) 事業期間の中途において、対象施設の用途廃止その他の市の事情により事業の一部が継続できなくなった場合の対応は、市と事業者との間で協議し、事業の残存期間における照明器具の取扱いを定めるものとする。

1 4 問い合わせ先

2 の (7) に定める事務局

別表第 1

公募参加資格確認申請書類

No.	提出書類	様式	備考
1	公募参加申請書	様式第 1 号	
2	事業者の概要	様式第 2 号	(1) 共同事業体である場合は、構成員および役割分担に関する資料を添付すること。 (2) 事業実績資料が個人情報を含む場合は、必要に応じて当該箇所を黒塗りすること。 (3) 公募参加と同時に入札参加資格者名簿の登録申請をする場合は、当該申請書類の写しを添付すること。
3	法人事業報告書・貸借対照表・損益計算書	任意	直近 3 年分
4	法人登記簿謄本	—	発行日から 3 月以内のもの
5	国税に滞納がないことの証明書	—	
6	県税に滞納がないことの証明書	—	
7	市税に滞納がないことの証明書	—	
8	誓約書	様式第 3 号	共同事業体である場合は、全ての構成員について提出すること。

別表第 2

企画提案書

No.	提出書類		様式	備考
1	事業提案書		様式第 5 号	
2	添付資料	経費概算	任意	
		E S C O サービス料	任意	
		施工・維持管理の体制を示す書類	任意	
3	施設ごとの事業効果等一覧表		任意	導入器具、コスト削減見込み、C O 2 等削減見込みおよび E S C O サービス料内訳の資料を施設ごとに作成すること。
4	資金調達計画		任意	事業全体のもの
5	事業収支計画書		任意	〃
6	事業実施スケジュール		任意	〃
7	地域貢献等の提案書		様式第 6 号	
8	器具の性能保証、電気製品安全基準		任意	
9	役員名簿		様式第 7 号	共同事業体である場合は、全ての構成員について提出すること。
10	その他必要書類		任意	必要に応じて添付

別表第 3

評価項目・配点表

項目	主な審査基準	配点
事業能力について	・総合的な企画力、技術力および資金力並びに安定的な経営能力があるか。 ・同程度規模の施設におけるLED照明器具の導入実績があるか。	15
事業計画について	・CO₂削減等の環境負荷低減効果およびコスト削減効果の高い提案となっているか。 ・設置効果の保証・持続のための検証を適切に行い、目標未達の場合の措置が明確になっているか。	15
器具の性能について	・十分な性能を備えた具体的な器具がリストアップされているか。 ・性能保証が長期にわたり、信用性が確保された器具であるか。 ・施設の特性に配慮した器具（照度、安全性、耐震性等）を使用しているか。	10
ESCOサービス料について	・適切なESCOサービス料を算定しているか。 ・基準額を参考としつつ、費用対効果が高い提案となっているか。	20
導入工事の施工方法について	・導入スケジュールは適切かつ現実的であるか。 ・施設職員およびその利用者への配慮がされているか。	15
維持管理について	・維持管理の方法が適切で、長期に渡り安定的に実施できるものであるか。 ・故障時・緊急時の対応・連絡体制が確保されているか。 ・リスク分担を明確にし、市への負担を回避する方策が取られているか。	15
その他地域貢献等の提案について	・事業効果を高める、独自性のある提案を含んでいるか。 ・地元企業の活用その他の地域への貢献に関する優れた提案を含むものであるか。	20
合 計		110